

2020年7月

フェアコンサルティンググループは、世界 15 カ国・27 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。

弊社展開国の中から、東南アジア・インド・オーストラリア各国の情報を本ニュースレターに集約しております。現地の情報収集目的などに是非ご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)

### **インド：COVID-19 流行下における家賃交渉(1)**

前稿では、インドにおけるセクハラ防止対応のうち、主に社内苦情委員会について解説しましたが、本稿では COVID-19 影響下における家賃交渉について解説します。

インドでは、COVID-19 やこれに伴うロックダウンの関係でオフィスや駐在員の居住不動産について、その満足な利用が実現できないケースが発生しています。例えば、ロックダウン中は、オフィスを使用できなかった日系企業も多かったのではないのでしょうか。このような場合、賃料の交渉を行うことはできるのでしょうか。オフィス物件と居住物件とで対応が異なるところがありますが、まずはその法的根拠について確認したいと思います。

賃料減額の大きな交渉材料となりうる契約条項が、不可抗力条項(FORCE MAJEURE CLAUSE)となります。

不可抗力条項とは、地震や戦争など、契約当事者の支配が及ばない事由を原因として債務を履行できない場合に、契約当事者をその負担する義務や違反から免責するための条項であり、インドの賃貸借契約では規定されることが一般的な典型的条項と言えます。賃貸借契約書においては、もし地震等の災害によって不動産が利用できない場合に、家賃の支払い義務を免除するといった規定が設けられることが通常です。そのため、不可抗力条項において COVID-19 やロックダウンが不可抗力事由に該当する形で規定されている場合、交渉によって賃料の減額が実現できる可能性が高まります。

この不可抗力条項の内容は、個々の賃貸借契約書によって内容が異なります。インド賃貸借契約の不可抗力条項の例として、以下のような条項が挙げられます。

FORCE MAJEURE: IF THE SAID DEMISED PREMISES SHALL AT ANY TIME DURING THE TERM OF THIS LEASE DEED BE DESTROYED OR DAMAGED OR UNUSABLE DUE TO FIRE, FLOODING, STORM, TYPHOON DEFECTIVE CONSTRUCTION WHITE ANTS, EARTHQUAKE, SUBSIDENCE OF THE GROUND OR ANY NATURAL CALAMITY BEYOND THE CONTROL OF THE LESSOR OR ANY GOVERNMENTAL ORDER, THE RENT HEREBY TO THE EXTENT AND

DURATION OF THE DAMAGE SUSTAINED SHALL BE SUSPENDED UNTIL THE SAID DEMISED PREMISES SHALL AGAIN BE RENDERED FIT FOR OCCUPATION AND USE.

上記の条項例では、契約期間中に火事、洪水といった貸主の支配を超えた自然災害や政府の命令によって賃貸不動産が利用不可となった場合、賃貸不動産が占有・使用可能な状態に戻るまで賃料の支払いを停止するとされています。新型コロナウイルスが NATURAL CALAMITY (自然災害)に、ロックダウン命令が GOVERNMENTAL ORDER (政府命令)に該当するなど主張しながら、賃料の減額を交渉することが考えられます。

 インドネシア

1. コロナウイルス関連の税務優遇策に関する政令

= 2020年6月10日発効 No.29 Year 2020

1) 当該政令は、新型コロナウイルスの感染防止に寄与した関係者に与えられる税務上の優遇策である。具体的には以下の通り。

対象	優遇策の概要	その他
国内の納税者で医療用機器などを製造するもの（N95医療用マスク、人口呼吸器、医療用手袋、防護具、消毒液、殺菌薬など）	2020年9月30日までに発生した製造費用の30%分までを課税所得から控除。	Expense Reportを国税総局に提出する必要がある。
金銭、物品・資産またはサービスの形式で対価無しに以下の団体に寄付をしたもの： 1. 国家防災庁（BNPB） 2. 地方防災局（BPBD） 3. 保健省 4. 社会省 5. 他の支援団体	9月30日までに発生した当該寄付について課税所得から減額できる。減額するためには、領収書が必要。	金銭以外の寄付額は以下のように決定される。 ・物品：取得価額（減価償却されないもの）、簿価（減価償却されるもの）、もしくは製造原価（自社製造品） ・サービス及び資産：サービスまたは当該資産の原価
医療従事者	個人所得税の源泉税（PPh21）を3月から9月まで免除する。	
政府に土地、建物その他資産を貸与した納税者	9月30日までの賃料に係る源泉税が免除される。	

2. ハラル工業エリアの設置手順に関する工業大臣規則

= 2020年6月11日発効 No.17 Year 2020

1) 当該規則は、インドネシアのハラル産業セクターの成長促進と、国内向け/輸出向けのハラル産業活動のためのインフラ保全を目的として公布されたもの。工業エリアビジネスにおいて、ハラル産業エリアを設けるためには、工業大臣から認定を受けなければならない。当該認定を得るためには、いくつかの基準を満たす必要がある。

2) ハラル産業エリアを設置するためには以下の基準を満たす必要がある。

基準	特記事項
特定のエリアをハラル産業のために別途設ける	このハラル産業エリアは以下の通りでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ハラル製品の製造のために完全に指定されたエリアを含む</li> <li>- 原材料、補助材料、完成品をハラル製品の製造のために分配する統合設備を持つ</li> </ul>
ハラル産業活動をサポートするための統合施設・インフラ（法 No.33 2014年に規定）を持つ	当該施設・インフラは以下から構成されなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 研究室</li> <li>- ハラル検査機関</li> <li>- 原水処理プラント</li> <li>- 管理事務所</li> <li>- ハラル生産プロセスを干渉しないために明確に区切られた境界</li> <li>- Indonesian National Standard ( SNI ) No.99001:2016に規定されるハラル管理システム、もしくは国内・国際的に認められたハラル管理システム</li> </ul>
ハラル管理チームを雇用する	当該チームは最低限2名以上から構成され、ハラルマネージャー、スーパーバイザーを含む必要がある。

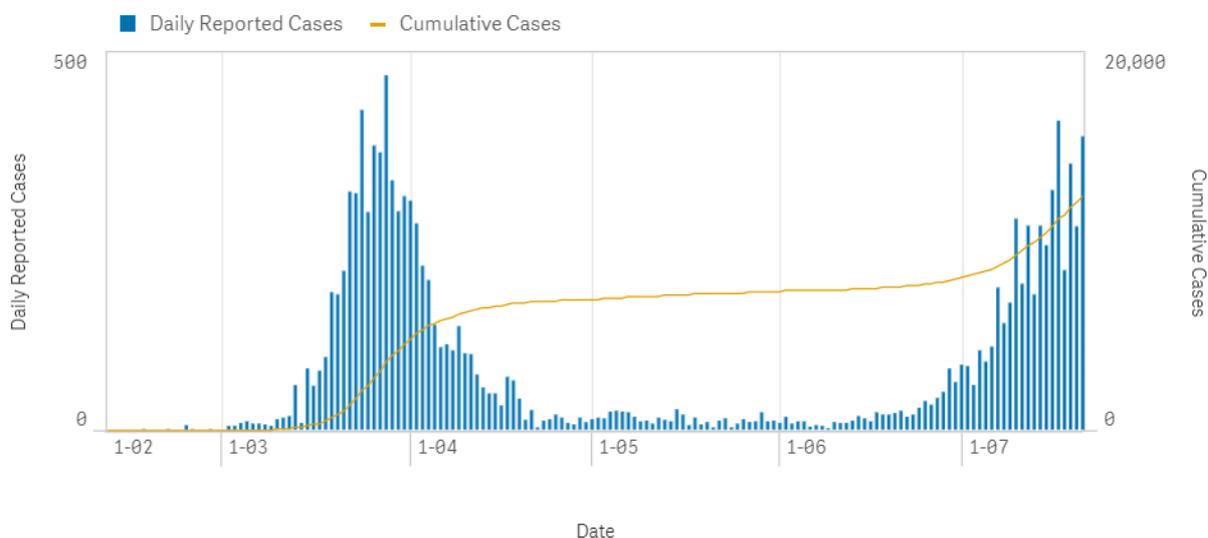
### オーストラリア

#### 1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は 7 月に入って大幅に増加し、7 月 17 日には 400 人超まで増加しました。引き続きその感染者数のほとんどがビクトリア州となっており、同州では以下の通り制限措置が強化されています（一部地域を除く）。

- ・ 7 月 8 日～ ビクトリア州と NSW 州の**州境閉鎖**（他の州においても入州を原則禁止）
- ・ 7 月 9 日～ 6 週間の**外出禁止**（食料品等の買物、介護、運動、自宅でできない勉強・仕事を除く）
- ・ 7 月 23 日～ 外出時の**マスク着用義務化**（違反者には罰金 200 ドル）
- ・ 8 月 16 日まで**緊急事態宣言を延長**

Source: Department of Health, States & Territories Report 21/7/2020



#### 2. 雇用維持支援（JobKeeper Payment）の延長

オーストラリア政府は 7 月 21 日、雇用維持支援（JobKeeper Payment）の 6 か月間の延長（ただし支給額は縮小）を発表しました。主な内容は以下の通りです。

	当初内容	延長内容	
支給期間	2020年3月30日 ～2020年9月27日	2020年9月28日 ～2021年1月3日	2021年1月4日 ～2021年3月28日
支給額	従業員1人につき隔週1,500ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員1人につき隔週<b>1,200ドル</b></li> <li>勤務時間が平均週20時間未満の従業員は1人につき隔週750ドル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員1人につき隔週<b>1,000ドル</b></li> <li>勤務時間が平均週20時間未満の従業員は1人につき隔週650ドル</li> </ul>
支給要件	<p>【雇用主】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年3月1日時点でオーストラリアで事業を行っている</li> <li>売上が減少している（※）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>売上10億ドル未満（注） 前年同期比<b>売上30%減</b></li> <li>売上10億ドル以上（注） 前年同期比<b>売上50%減</b></li> </ul> </li> </ul> <p>【従業員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年3月1日時点で在籍している従業員（Casual 従業員の場合は、12ヶ月間以上定期的に雇用されていた必要あり）</li> <li><b>オーストラリア国民及び永住者等</b></li> </ul>	<p>左記の要件に加え、売上の減少要件（左記※）を<b>再度満たす必要</b>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下記<u>全て</u>の四半期で前年同期比売上が減少                             <ol style="list-style-type: none"> <li>2020年4～6月四半期</li> <li>2020年7～9月四半期</li> </ol> </li> </ul>	<p>左記の要件に加え、売上の減少要件（左記※）を<b>再度満たす必要</b>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下記<u>全て</u>の四半期で前年同期比売上が減少                             <ol style="list-style-type: none"> <li>2020年4～6月四半期</li> <li>2020年7～9月四半期</li> <li>2020年10～12月四半期</li> </ol> </li> </ul>

（注）ここでの売上金額は、日本の親会社などオーストラリア内外のグループ会社を含めた「aggregated annual turnover」で判定

 シンガポール

### 1. 新型コロナウイルス関連の補助金に対する税務上の取り扱い

新型コロナウイルスに関連し、シンガポール政府は企業や個人に対して補助金による支援を行っています。補助金の種類によって課税の取り扱いが、以下のとおり異なります。

(課税されないもの)

- Self-Employed Person Income Relief Scheme payout
- COVID-19 Support Grant
- Workfare Special Payment (under Care and Support package)
- Temporary Relief Fund payout
- NTUC Care Fund (COVID-19) payout
- Wage support for tourist guides licensed by the Singapore Tourism Board
- Payout to Singaporean seafarers funded by the Maritime and Port Authority of Singapore under the Seafarers Relief Package
- Jobs Support Scheme payout
- COVID-19 Quarantine Order Allowance scheme payout
- COVID-19 Leave-of Absence (LOA) scheme payout
- COVID-19 Stay-Home Notice (SHN) scheme payout
- Courage Fund COVID19 Relief schemes

(課税されるもの)

- Temporary Housing Support for employers affected by Malaysia's Movement Control Order
- Senior Worker Support Package
- Assistance scheme to defray third-party professional cleaning and disinfection costs for premises with confirmed COVID-19 cases

- Special relief for unhired taxis
- Wage Credit Scheme

### 2. シンガポール税務当局を装ったスパムメール等

シンガポールの税務当局（IRAS）から、IRAS の担当者を装ったスパムメールや電話が続いているとの報告がなされています。還付を装った通知では税金の過払いの還付のため銀行口座の情報を聞き出す行為がなされ、納付依頼を装った通知では支払い要求と口座の凍結の記載等がなされています。疑わしい場合は、まずはタックスエージェントへご確認ください。





### 1. 税務行政執行共助条約に署名

タイは2020年6月3日付で税務行政執行共助条約（Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters）に署名を行いました。これまで、タイはCRS（共通報告基準）等のOECDの情報交換に関する枠組みに参加していませんでしたが、税務行政執行共助条約への署名により137カ国に及ぶ締結国間での情報交換、徴収共助、送達共助の義務が生じることになります。

### 2. 機械装置の150%追加所得控除

2020年6月22日付で、勅令695号が官報に公表され、同日より施行されています。

以下の要件を満たす場合、機械装置の取得原価の150%相当について、5年間にわたり追加で損金算入が認められます（減価償却費に加え、毎年取得原価の30%相当の追加損金算入が認められます）。

#### <要件>

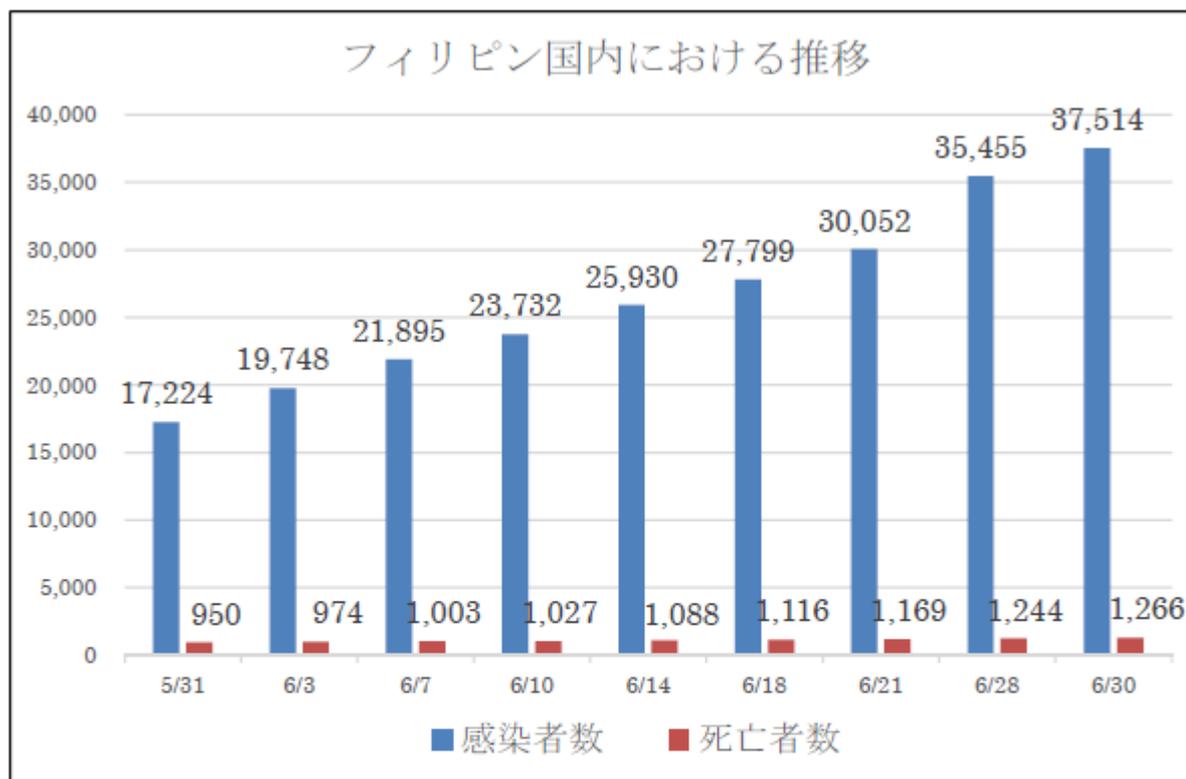
- ・機械装置が対象であり、車両やオフィス備品等は含まない
- ・リース事業のために取得した機械装置は含まない
- ・タイ国にて使用する機械装置であること
- ・中古機械は含まない
- ・2020年1月1日から2020年12月31日の間に支払が行われ事業に供用されていること
- ・他の税法上の恩典とは重複適用不可
- ・歳入局に投資計画及び支払計画を別途提出すること（オンライン申請のみ）

# FCG ニュースレター

## 東南アジア・インド・オーストラリア

### フィリピン

#### 1. フィリピンにおけるコロナウイルス感染者の推移



#### 隔離措置について

強化されたコミュニティ隔離措置	ECQ : Enhanced Community Quarantine
修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置	MECQ : Modified Enhanced Community Quarantine
一般的なコミュニティ隔離措置	GCQ : General Community Quarantine
修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置	MGCQ : Modified General Community Quarantine

上から順番に厳しい措置となる。

6月1日からマニラ首都圏でGCQに移行し、6月15日までのはずであったがコロナウイルスの感染拡大が収まらず6月30日まで継続した。7月1日以降はMGCQに移行する予定であったが、1日300人から1,000人を超える新規感染者が見つかり、やはり感染拡大が止まらないため7月15日まで継続することとなった。マニラ首都圏がGCQを継続する一方、日系企業が多く入居するラグナ州やバタンガス州は7月1日よりGCQからMGCQ

へと移行し、移動制限措置を一段と緩和することとなった。これは7月15日まで継続する見通し。  
 なお、セブ州については一度は移動制限を緩和したものの、その後の感染爆発により再度外出禁止措置となっている。日用品の買い物も制限されるため一部買い溜めなどで混乱が生じているところもあるようだ。

## 2.6 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
5月29日	DOLE	Advisory 07-20	外国人労働許可証（AEP）の申請（新規/更新）はオンラインにて実施。AEPカードの受取は郵送にて行われ申請者が送料を負担する。
6月9日	BIR	RMC 57-2020	法人設立時の申請書類のチェックリストに変更あり。市役所からのメイヤーズパーミット（事業許可証）の提出が不要になった。
6月15日	BIR	RMC 61-2020	所得の申告漏れに対する罰則を免除する租税特赦の適用期限を、2020年6月22日から2020年12月末まで延長すると発表。
6月29日	SEC	NOTICE	コロナウイルス感染者が4名発覚し、業務を停止した。当初は6月26日から6月30日にて業務を停止する予定だったが、停止期限の延長を発表。各種提出物の提出期限の再延長が発表される予定。

マニラ首都圏ではGCQに移行してから各政府機関が徐々に業務を再開しているが、コロナウイルスの陽性反応を示す職員が度々見つかり、そのたびに所内消毒のためビルごとロックダウンされている。このため感染者が発見される都度行政実務がストップし、実務に混乱が生じている部分も見受けられる。また、矢継ぎ早にガイドラインを発行しているため、職員の中でも周知徹底されておらず注意が必要だ。

### ★ ベトナム：ローンにかかる支払利息の損金不算入

ベトナム子会社の資金調達方法には大きく分けて以下の 3 種類があります。

1. 資本金として親会社から送金
2. 関連会社（親会社を含む）から借入
3. 第 3 者機関（銀行を含む）から借入

上記 2 と 3 に対して、損金算入制限規定が設けられています。

2017 年 5 月 1 日から有効となった政令 20 号(Decree 20/2017/ND-CP)第 8 条第 3 項において、関連者取引に適用される損金算入制限規定として利払前・減価償却前・税金控除前利益 (EBITDA)の 20%を超える利息費用については法人所得税を算出する際に損金算入が認められないと規定されました。

2020 年 6 月 24 日に改正規定 政令 68 号(Decree 68/2020/ND-CP)が発行され、上述の規定に対して、EBITDA に対する料率等について改正されました。改正内容は以下のとおりです。

#### 1. 料率の変更

EBITDA の 30%を超える利息費用については法人所得税を算出する際に損金算入が認められないと改正されました。

#### 2. 繰越規定

損金算入できなかった利息費用は将来、対象利息費用が発生した年度から最高 5 年間、繰越して EBITDA の 30%以下の利息費用が発生する年度に、追加損金算入が可能になりました。

#### 3. 損金算入制限対象外ローン

下記ローンについては損金算入制限対象外となります。

- a. Official development assistance (“ODA”) 関連ローン
- b. 政府発行の優先融資 (Preferential loans made by the government)
- c. 国家プログラムもしくは社会的利益実行目的のローン (Loans made for implementing national programs and state social benefit policies)

#### 4. 過年度への適用

2017 年度、2018 年度、2019 年度について損金算入制限が適用されていた場合は、新規定の料率で再計算を行い、2021 年 1 月 1 日までに修正申告を行うことが出来ます。その結果、過年度に法人所得税が過払となった場合には、2020 年度の法人所得税確定申告時に申告額から控除可能となります。調整後、さらに損金算入が出来ない残高が発生する場合は 2020 年度から最高 5 年間繰延が可能となります。

#### 例 1: EBITDA がプラスの場合

- (A) 支払利息 70
- (B) EBITDA 200

支払利息 50(A)のうち、EBITDA(B)の 30%( $200 \times 30\% = 60$ )を超えた 10 ( $= 70 - 60$ )に対して損金算入が認められません。ただし、最高 5 年間、繰越して EBITDA の 30%以下の利息費用が発生する年度に、追加損金算入が可能です。

#### 例 2 : EBITDA がマイナスの場合

2020 年度

- (C) 支払利息 50
- (D) EBITDA  $\Delta 10$

EBITDA(D)がマイナスの為、損金算入が認められる金額枠がありません。この場合、支払利息(C)の全額に対して損金算入が認められません。

2021 年度

- (E) 支払利息 50
- (F) EBITDA 300

支払利息 50(E)のうち、EBITDA(B)の 30%( $300 \times 30\% = 90$ )が損金算入限度額になります。過年度からの繰越 10 + 当該年度の支払利息 50 の合計 60 を損金算入することが出来ます。

ベトナムに進出している企業の中には、法人設立後、利益を出せるようになるまでに年数がかかる事例が多く存在しま

---

フェアコンサルティング グループ

# FCG ニュースレター

## 東南アジア・インド・オーストラリア



---

す。資金調達手段として、親子ローン等の借入に対して当該損金算入制限規定が適用された場合には法人所得税コストが増えることとなります。今回の改正内容を正しく適用することに留意が必要です。

 マレーシア

2020年2月27日付で発表された ECONOMIC STIMULUS PACKAGE 2020 及び、同年6月5日付で発表された Short-Term Economic Recovery Plan(PENJANA)により、新型コロナウイルスにより影響を受けたマレーシア経済を活性化させるため、経済対策及びその延長が打ち出されました。その結果、個人所得税、法人税、SST 及び印紙税に関する優遇措置が与えられましたので、ビジネスに関連がある主な項目を以下のとおりまとめております。

税目	対象者	優遇
個人所得税	携帯電話、ノートブック、タブレットを会社から支給された従業員	RM5,000 までの税額控除が可能 (2020年7月1日から)
	携帯電話、ノートブック、タブレットを購入した個人	RM2,500 までの所得控除が可能 (2020年6月1日から)
	チャイルドケアサービスを利用した両親	2020年度及び2021年度において所得控除枠が RM2,000 から RM3,000 に拡大
法人税	COVID-19 のテスト費用、または関連する機器や体温スキャナーを購入した法人	損金算入またはキャピタルアローワンス（税務上の減価償却費）の適用可能
	2020年3月1日から2021年12月31日までに改修・改装を行った法人	RM300,000 までの税額控除が与えられる。キャピタルアローワンスの適用可能な資産については適用されない
	2020年3月1日から2021年12月31日までに ICT 機器等の固定資産を購入した法人	キャピタルアローワンスの計算上、初年度のインシヤルアローワンスが通常の 20%から 40%に増加する、加速償却が認められる
	2020年7月1日から2021年12月31日に設立した中小法人	3 賦課年度の間、年間 RM20,000 の法人税が還付される
	3 億～5 億リングギットまでの固定資産の新規投資を行った外資の製造業	10 年間法人税が免税 (2020年7月1日から2021年12月31日までの申請分が対象)
	5 億リングギット以上の固定資産の新規投資を行った外資の製造業	15 年間法人税が免税 (2020年7月1日から2021年12月31日までの申請分が対象)
	既存の法人が海外の製造設備をマレーシアに	5 年間、100%の投資税額控除が認められ



	移転する場合	る（2020年7月1日から2021年12月31日までの申請分が対象）
	製造業及び一部の農業	特別再投資控除が与えられる（詳細は未発表）
SST (Sales and Service Tax)	SST 登録事業者	2020年7月1日から9月30日までの申告・納付期限のSSTについて、納付遅延ペナルティを50%免除
	乗用車を購入した法人または個人	国内組立車は売上税の100%免除 輸入車は売上税の50%免除
	ホテル事業者	ホテルに対してSSTと観光税を免除（2021年6月30日まで）
印紙税	2020年7月1日から2021年6月30日までに企業買収を行った中小法人	印紙税が免除される

### お問い合わせ先

FAIR CONSULTING SINGAPORE PTE.LTD.

8 Temasek Boulevard, #35-02A Suntec Tower Three, Singapore 038988

TEL : +65-6338-3180 | FAX : +65-6338-3187

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 日本国公認会計士 伊藤 潤哉 / Junya Ito (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)

■ 日本国弁護士 遠藤 衛 / Mamoru Endo

E-Mail : [m.endo@faircongrp.com](mailto:m.endo@faircongrp.com)

株式会社フェアコンサルティング

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863 | FAX : +81-3-3541-6864

■ グローバルRM 小川 公佑 / Kosuke Ogawa | 伊藤 愛 / Ai Ito

E-Mail : [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

「FCG シンガポール ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG シンガポール ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG シンガポール ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。